

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	職場における化学物質管理のあり方の見直し	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	労働安全衛生法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし	※	
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

#### ○ 厚生労働省の説明

本規制を実施するに当たり、事業者に対して制度の周知及び事業者が簡易にリスクアセスメントを実施できるようにするためのツールの開発等のため、一時的に行政費用が発生しますが、事業者における費用は小さくなる。

一方で、本規制を行わない場合、十分に危険・有害性が認識されないまま化学物質が使用されることにより、労働者が化学物質による労働災害（健康障害）に遭うおそれがあり、中長期的には、化学物質にばく露した労働者に深刻な健康障害が発生し、労働者自身が就労し続けることが困難になるなど、大きな弊害が生ずるおそれがある。

本規制の便益としては、このような大きな弊害の発生を防止することにより、中長期的に見た場合、その便益は非常に大きく、一時的に発生する費用を大きく上回ると考えられる。

### 《代替案との比較に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

代替案との比較について、代替案の費用と便益の関係の分析をすることなく本件規制と代替案との比較を実施しているため、この点を踏まえて適切に説明した上で、本件規制と代替案との比較考量を行う必要がある。

#### ○ 厚生労働省の説明

代替案を実施するに当たり、化学物質のリスクを評価し、法令で事業者が講ずべき措置を規定するまでに相当の時間を要することから、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するという便益は限定的になるものと考えられます。一方、代替案の費用としては、事前評価書に記載したとおり多大な行政費用を要する。

したがって、代替案については、必ずしも費用を上回る便益があるものとは言えないものと考えられ、本規制の方が、より少ない費用でより大きな便益を得ることができ、かつ、費用を上回る便益をもたらすものであることから、代替案よりも妥当であると考えられる。